

## 令和2年度「業界別人材確保支援事業（コース別支援）」

### 支援団体募集要項

#### 1 業界別人材確保支援事業（コース別支援）の概要

##### (1) 事業目的

（公財）東京しごと財団（以下、「財団」という）では東京都と連携し、採用や従業員の離職等、人材確保に課題を抱えている中小企業に対し、業界内の状況に精通する業界団体を通じた支援を実施してまいりました。

今年度より開始する「業界別人材確保支援事業 コース別支援」（以下「コース別支援」という。）では、採用・定着に関する基礎知識や柔軟な働き方、人材育成など、目的別にセミナーやコンサルティング等の支援メニューをセット化して提供し、業界団体と連携しながら支援をすることにより、中小企業等の人材確保を推進することを目的としています。

##### (2) 事業期間

令和2年10月（予定）～ 令和4年3月末まで（好事例集の作成までを含む）

##### (3) 事業規模

10団体程度（※ 基礎支援コース、ステップアップコース合わせて）

##### (4) 各コースの対象・支援内容

過去2事業（団体課題別人材力支援事業、団体別採用カスパイラルアップ事業）の参加実績ごとにコースを用意しました。

#### ■過去2事業での支援実績のない団体

##### 基礎支援コース

従業員の採用や育成・定着に関する基礎知識の習得等、人材確保に向けた取組を支援します。

## ■ 過去 2 事業での支援実績のある団体

### ステップアップコース

ステップアップコースは目的別に 3 つのコースがあります。業界の人材確保における課題や推進したい取組を検討し、コースを 1 つ選択してください。

#### ① 多様な人材活用コース

女性やシニア人材が活躍できる環境整備等を支援することで、多様な人材の確保・活用を図ります。

#### ② 柔軟な働き方推進コース

働く場所や時間にとらわれない柔軟な働き方の推進を支援することで、新たな人材の確保や従業員の定着を図ります。

#### ③ 人材育成・定着コース

従業員を育成する体制の構築や、エンゲージメント向上を支援することで、組織の生産性を高めるとともに、従業員の定着・確保に繋がります。

## ■ 支援メニュー項目

以下の支援メニューをコースごとにパッケージ化し、支援します。

※本事業はアデコ(株)に委託し、実施します。

セミナー (2~4 回)	各コースの目的に合わせたテーマでセミナーを開催
個別コンサルティング (5 回/1 社)	企業の課題に合わせて、具体的な解決方法等をアドバイス
業界 PR または 採用マッチング	「業界 PR 冊子・動画の作成」または「合同企業説明会の実施」を支援（※選択制）  ※人材育成・定着コースは「合同企業説明会」の代わりに、「個社別出張研修」を実施。
波及・啓発	好事例集の作成 & 好事例発表会の開催

## (5) 支援の流れ

### 募集期間【 8月3日（月）～9月7日（月） 】

- ① コースを選択してください。※1
- ② 支援先企業 10～20 社を選定してください。※2
- ③ 申請書類を作成してください。※3
- ④ 申請書類を提出（持参） ※3

#### 【個別訪問について 訪問期間：8月5日(水)～26日(水)】

募集期間中、1 回に限り、個別に訪問し説明を行います。(30 分～1 時間)  
ご希望の場合は、お電話にてお申込みください。日程調整させていただきます。

- 申込先：雇用環境整備課 企業連携係 03-5211-2395
- 申込期間：8月3日（月）～8月19日（水）

#### 対象

- ステップアップコースの中で、どのコースにするか相談をご希望の団体
- 企業に対して説明をご希望の団体（コースが決まっている場合のみ）

※ご希望の日程に沿えない可能性もありますことをご了承ください。

- ※1 上記（4）各コースの対象・支援内容を参照の上、コース選択に間違いのないようお気をつけください。
- ※2 目標に向けて最後まで事業に取り組む意欲のある企業を選定してください。
- ※3 申請書類については下記 3 (2)を、提出方法については下記 3 (3)をご参照ください。

### 書面審査【 9月中旬～下旬 】

財団にて、評価委員会を開催し審査・選定を行います。

### 事業開始【 10月初旬（予定） 】

- コースごとに支援先企業に対してアデコ(株)が、支援を実施します。※1
- 団体の役割
  - ① 事業進捗状況(報告書等)の確認
  - ② 支援先企業との連絡調整
  - ③ 各支援メニューを実施するにあたっての調整・協力
  - ④ (業界 PR を選択した場合は)冊子や動画を業界内で活用するための取組
  - ⑤ 好事例集等、本事業での取組事例を業界内に波及させる取組 等

※1 各支援の実施にあたっては計画の段階で、支援内容についてアデコ(株)が各団体にヒアリング等をさせていただきますので、ご協力をお願いいたします。

## 2 申請要件

### (1) 申請団体の要件

次の①～⑬の要件をすべて満たしていることが必要です。

- ① 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、事業協同組合等であること
- ② 同業種の中小企業等で構成される業界団体で、構成員(会員、組合員等)の5割以上が中小企業であること
- ③ 都内全域を活動範囲とし、都内に住所または主たる事業所があること
- ④ 「令和元年度団体別採用カスパイラルアップ事業」業務受託団体でないこと
- ⑤ 法令等を遵守していること
  - (ア) 過去5年間に重大な法令違反がないこと
  - (イ) 労働保険・厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の未適用及びこれらにかかる保険料の未納があった場合に、その日から2年を経過しない者でないこと
  - (ウ) 納期の到来している法人住民税及び法人事業税を完納していること
  - (エ) 申込み時から遡って1年間に財団または東京都等との委託契約等における契約違反がない者
  - (オ) 東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号)第2条第4号に規定する暴力団関係者でない者、東京都契約関係暴力団等対策措置要綱(昭和62年1月14日付61財経庶第922号)別表1号に該当するとして(事業協同組合等であるときは、その構成員のいずれかの者が該当する場合を含む。)、要綱に基づく排除措置期間中でない者
  - (カ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業及びこれらに類する事業を行っていないこと
- ⑥ 経営状態が安定しており、以下のいずれにも該当しない者であること
  - (ア) 会社更生法の規定による更生手続開始の申立てをした者(債権者を除く)又は手続きの開始決定がされた債務者
  - (イ) 民事再生法の規定による再生手続開始の申立てをした者(債権者を除く)又は再生手続きの開始決定がされた債務者
  - (ウ) 破産法に基づく破産手続きの申立てをした者(債権者を除く)又は同破産手続きの開始決定を受けた者
- ⑦ 公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体に属する者又は信用度が極端に悪化している者でないこと。また、青少年の健全育成上ふさわしくない事業を行っていないこと
- ⑧ 宗教活動や政治活動を主たる目的としていないこと
- ⑨ 職員の採用に当たっては、公正な採用選考を行っていること

- ⑩ 「令和2年度業界別人材確保支援事業」説明会に参加した者
- ⑪ 本事業を推進するにあたり、支援先企業との連携や取組事例の波及・啓発等に積極的に協力すること
- ⑫ 財団やアデコ(株)との連絡調整を担当する職員を1名以上配置すること
- ⑬ 本事業に最後まで取り組む意欲があること

なお、以下の要件①～④に該当した場合は、書面審査の対象から除外します。

- ① 応募書類に虚偽の記載があった場合
- ② 募集要項に違反又は著しく逸脱した場合
- ③ 上記(1)申請団体の要件を満たさなくなった場合
- ④ その他審査結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合

## (2) 支援先企業の要件

支援先企業の選定にあたっては、次の①～④の要件を満たしていることが必要です。

- ① 東京都内に本社・本店又は主たる事務所・事業所がある企業等で、常時使用する従業員数・職員数が300人以下、または資本金3億円以下の企業等
- ② 上記(1)の団体に、会員、組合員等として所属している中小企業等や、団体に所属していないものの、同一業界内の中小企業等
- ③ 「令和元年度団体別採用カスパイラルアップ事業」支援先企業でないこと
- ④ 本事業に最後まで取り組む意欲のある企業であること

## 3 申請方法

### (1) 申請受付期間

令和2年8月3日(月)～9月7日(月)

- ① エントリー期間 令和2年8月3日(月)～8月31日(月)
- ② 書類提出期間 令和2年8月3日(月)～9月7日(月)

※ 申請書類の提出が9月1日(火)以降になる団体(全ての申請書類を①エントリー期間内に提出可能な団体以外)は、①エントリー期間内にメール([dantaikadai@shigotozaidan.or.jp](mailto:dantaikadai@shigotozaidan.or.jp))にて、  
【 1.団体名 2.申請コース名 3.支援企業数 4.担当者氏名・電話番号 】をご連絡ください。

※ 9月8日(火)以降の提出書類の受付は一切行いません。

## (2) 申請書類

書類名称		備考
①	様式 1	「業界別人材確保支援事業（コース別支援）」申請書 ・代表者印を押印してください。
②	様式 2	団体概要 ・上記 2 申請要件を確認のうえ、「2 その他確認事項」欄にチェックを記入すること。
③	様式 3	業界の雇用情勢、会員企業への支援実績等
④	様式 4	本事業の推進に向けた計画
⑤	様式 5	支援先企業の選定
⑥	様式 6	支援先企業一覧
⑦	様式 7	「業界別人材確保支援事業（コース別支援）」申込書 ・選定企業全社分、押印した状態でご提出ください。
⑧	—	パンフレット等団体の概要がわかる資料
⑨	—	団体の直近 3 期分の財務諸表一式 ・連結決算を行っている場合は、単体及び連結決算両方の財務諸表一式
⑩	—	団体の履歴事項全部証明書（原本） ・発行日から 3 カ月以内のもの
⑪	—	団体の印鑑登録証明書（原本） ・発行日から 3 カ月以内のもの

▶申請書類は下記ホームページからもダウンロードできます。（7月31日掲載開始）

東京しごと財団 雇用環境整備課

<https://www.shigotozaidan.or.jp/koyo-kankyo/saiyo-sodan/gyoukai.html>

## (3) 提出方法・提出先

- 申請書類①～⑪を全てそろえたうえで、持参にてご提出ください。
- 書類の再提出は申請受付期間内に限り認めます。書類に不備があった場合は再提出いただくことになりますので、ご注意ください。
- ご持参いただく際は、電話にて事前にご予約ください。  
※9月以降(特に締切終了日付近)は混み合うことが想定されますので、計画的にご提出くださいますようお願いいたします。また、ご希望の日程に沿えない可能性がありますことをご了承ください。

<提出予約> 企業連携係 03-5211-2395（平日 10～12 時／13～16 時）  
 <持参提出先>（公財）東京しごと財団 雇用環境整備課 企業連携係  
 〒101-0065 千代田区西神田 3-2-1 住友不動産千代田ファーストビル南館 5 階

#### (4) 申請に関する注意事項

- ・提出された申請書類は返却しませんので、必ず控えを保管してください。
- ・申請書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。
- ・申請書類の作成、申請、支援先企業の募集・選定にかかる経費等は、申請団体の負担となります。
- ・必要に応じて、財団から追加資料の提出及び説明を求められることがあります。

※ 「業界別人材確保支援事業（団体独自取組支援）助成金」の要件として、過去 2 事業に参加実績のない団体はコース別支援に申請いただくことが必須となります。支援団体に選定された場合は、最後まで支援を受けていただくことが要件となりますのでご注意ください。

## 4 支援団体の選定

### (1) 審査・選定方法

- ・提出された申請書類に基づき上記「2 申請要件」を満たしているかを確認したうえで、財団が設置する「業界別人材確保支援事業（コース別支援）支援団体選定評価委員会」（以下、「評価委員会」という。）において書面審査を行います。
- ・評価委員会では提出された申請内容について、各評価委員が評価基準に基づき評価し、総合的に判断したうえで、基礎支援コース・ステップアップコースあわせて 10 団体程度を選定します。各評価委員の評価の合計点の平均が、満点の 60%に満たなかった場合は、選定の対象外とします。
- ・評価委員会は非公開とし、評価結果等は公開しません。また、選定内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

### (2) 選定にあたっての視点

選定にあたっての視点は概ね以下のとおりとし、総合的に判断したうえで選定します。

- ① 本事業の目的及び事業内容の理解、支援の必要性
- ② コース選択、事業目標、波及・啓発の取組
- ③ 支援先企業の選定方法
- ④ 本事業の実施体制、人材確保支援の実績
- ⑤ 個人情報管理、法令遵守体制

## 5 提出先・お問合せ

(公財) 東京しごと財団 雇用環境整備課 企業連携係 「業界別人材確保支援事業」担当

住所：〒101-0065

千代田区西神田3-2-1 住友不動産千代田ファーストビル南館5階

電話：03-5211-2395 (平日 10~12時/13~16時)